

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 9 月 2 日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル

2024年9月2日

## 吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝公園二丁目4番1号  
株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
代表取締役執行役員社長 國京 紘宇

当社は、2024年7月18日付で株式会社ハートフィール（以下「ハートフィール」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ハートフィールを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）  
2024年9月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
  - (1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求  
ハートフィールは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
ハートフィールは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求  
ハートフィールは新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
  - (4) 債権者の異議申立  
ハートフィールは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年7月25

日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

当社において、本吸収合併は会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社において、本吸収合併は会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年7月25日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2024年9月1日をもって、ハートフィールドの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2024年9月2日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本吸収合併に係る吸収合併契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行いました。

なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面  
(添付のとおり)

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 7 月 25 日

株式会社ハートフィール

2024年7月25日

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区芝公園二丁目4番1号  
株式会社ハートフィール  
代表取締役 國京 紘宇

当社は、2024年7月18日付で株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「ナルミヤ・インターナショナル」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ナルミヤ・インターナショナルを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

2024年7月18日付で当社とナルミヤ・インターナショナルとの間で締結した吸収合併契約書は、別紙のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社はナルミヤ・インターナショナルの完全子会社であるため、ナルミヤ・インターナショナルは本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
  - (1) 吸収合併存続会社に関する事項
    - ア. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ナルミヤ・インターナショナルは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基

づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

イ. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ナルミヤ・インターナショナルは、2024年5月27日を効力発生日として、ナルミヤ・インターナショナルの普通株式1株につき金41円（総額4億252万6028円）の剰余金の配当を行いました。

(2) 吸収合併消滅会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併の効力発生日後のナルミヤ・インターナショナルの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後のナルミヤ・インターナショナルの収益状況及びキャッシュフローの状況について、ナルミヤ・インターナショナルの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併の効力発生日後におけるナルミヤ・インターナショナルの債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙

吸収合併契約書  
(添付のとおり)

# 吸収合併契約書

株式会社ナルミヤ・インターナショナル

株式会社ハートフィール

## 吸収合併契約書

株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「甲」という。）及び株式会社ハートフィール（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

本吸収合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社：（商号）株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
（住所）東京都港区芝公園二丁目4番1号
- (2) 吸収合併消滅会社：（商号）株式会社ハートフィール  
（住所）東京都港区芝公園二丁目4番1号

### 第3条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年9月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第4条（合併対価）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条（吸収合併承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収合併を行う。

### 第6条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

#### 第7条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管する。

2024年7月18日

甲           : 東京都港区芝公園二丁目4番1号  
              株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
              代表取締役 國京 紘宇



乙           : 東京都港区芝公園二丁目4番1号  
              株式会社ハートフィール  
              代表取締役 國京 紘宇



